Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://www.ntt.com/about_us/disclosure/tariff.html))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定めるSmart Data Platformサービス(そのカテゴリーがネットワークに係るものに限ります。以下、「SDPFサービス(ネットワーク)」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 SDPFサービス(ネットワーク)には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間 はありません。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社がSDPFサービス(ネットワーク)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金 月の初日から起算して、SDPFサービス(ネットワーク)に係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

第4章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第4条 共通編第28条(サービスレベル合意書の適用)に規定するサービスレベル合意書として、SDPFサービス(ネットワーク)に係るメニュー等の提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象及び適用条件等は当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/agreement/)に掲載する「SDPFサービス(ネットワーク)サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

別紙1 相互接続/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Flexible InterConnect	当社又は当社以外のネットワーク、クラウド又はデータセンタ等の間における
	接続機能や付加機能を、オンデマンドにより提供するもの
(2) クラウド/サーバー インターネット接	SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能なインターネット接続機能
続ゲートウェイ	及びセルフマネジメント機能(SDPF サービスポータルまたは API 経由で本メ
	ニュー(当社が指定するものに限ります)の管理が可能な機能をいいます)を
	提供するもの
(3) クラウド/サーバー コロケーション接	クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと指定
続	のデータセンタ(当社が指定するもののうち、契約者が選択したものを指しま
	す。)における契約者のコロケーションラックとの間を L2 で接続する機能を提
	供するもの
(4) クラウド/サーバー テナント間接続	同一リージョン内のクラウド/サーバー ローカルネットワークに係るテナント
	間のロジカルネットワークをL3で接続する機能、または、同一リージョン内の
	SDPFサービス(クラウド/サーバー)に係るベアメタルサーバー及び仮想サー
	バーを異なるテナントのロジカルネットワークに L2 で接続する機能(ネット
	ワーク共有タイプ)を提供するもの
(5) クラウド/サーバー Enterprise Cloud	クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと
1.0 接続	ECL1.0 に係るサーバーセグメントとの間を L2 で接続する機能を提供するも
	0
(6) クラウド/サーバー SD-Exchange	クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと
Amazon Web Services 接続	Amazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間を L3 で接続する
	機能を提供するもの
(7) クラウド/サーバー SD-Exchange	クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと
Google Cloud Platform 接続	Google Cloud Platform(TM)(以下 GCP)との閉域接続機能を提供するもの
(8) クラウド/サーバー SD-Exchange	クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと
Microsoft Azure 接続	Microsoft Azure との接続機能を提供するもの
(9) Global Flexible InterConnect	当社又は当社以外のネットワーク、クラウド又はデータセンタ等の間における
	接続機能や付加機能を、日本以外の海外拠点で提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Flexible InterConnect

N FIC-Portに係るもの	10 III 47 III 465
メニュー	提供条件等
FIC-Port(Basic)	1 当社は、Flexible InterConnectに接続するための物理ポートを提供しま
	す。
	2 契約者は本メニューの利用にあたり、物理ポートの最大伝送速度をプラン として選択するものとします。
	3 契約者は、1のテナントにつき、最大16の本メニューを利用できるものとし ます。
	4 契約者は、そのFIC-Port(Basic)にFIC-Connectionが接続されている時
	は、そのFIC-Port(Basic)を廃止することはできません。
FIC-Port(XaaS)	1 当社は、Flexible InterConnectに接続するための物理ポートを提供しま
	す。
	2 契約者は本メニューの利用にあたり、物理ポートの最大伝送速度をプラン
	として選択するものとします。
	3 契約者は、1のテナントにつき、最大16の本メニューを利用できるものとし ます。
	4 契約者は、そのFIC-Port(XaaS)を他の契約者に対して公開及び他の契約
	者のFIC-Connectionと接続することができます。この場合において、その公
	開及び接続によって発生する契約者及び第三者の損害について、当社の
	故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
	5 契約者は、そのFIC-Port(XaaS)にFIC-Connection(他の契約者のものを
	含みます。)が接続されている時は、そのFIC-Port(XaaS)を廃止することは
	できません。

VLANブロック	1 当社は、1の本メニューとして、FIC-Port上で利用する16のVLAN(仮想的なLANセグメントをいいます。)を提供します。 2 契約者は、1のFIC-Portにつき1以上の本メニューを利用するものとしま
	す。 3 前項のほか、契約者は1のFIC-Portにつき最大32の本メニューを利用できるものとします。

- 1 契約者は、FIC-Portに係るプランの変更を請求することはできません。
- 2 当社は、契約者によるFIC-Portに係るプランの利用申込を承諾した時刻(利用申込時刻とします。以下同じとします。) を起点として、90日(その利用申込時刻から24時間となる時刻を1日目として、90日目の同時刻をいいます。以下本欄において同じとします。) 以内に契約者がそのプランの利用開始を実施した場合は、その利用開始の時刻からFIC-Portの課金を開始します。
- 3 FIC-Portに係るプランの利用申込時刻を起点として、契約者による利用開始がなく90日を経過した場合は、当社は、90日となるその時刻より、契約者がそのプランの利用開始を実施したとみなして課金を開始します。
- 4 FIC-Portのプランの利用申込時刻を起点として、契約者による利用開始がなく90日以内に契約者がそのFIC-Portのプランを解約した場合は、当社は、そのFIC-Portに係るキャンセル料として、以下に定める料金を一括して支払っていただきます。
 - (1) FIC-Port(Basic) 1Gb/sプランの場合 90,000円(99,000円)
 - (2) FIC-Port(Basic) 10Gb/sプランの場合 105,000円(115,500円)
 - (3) FIC-Port(XaaS) 1Gb/sプランの場合 300,000円(330,000円)
 - (4) FIC-Port(XaaS) 10Gb/sプランの場合 900,000円(990,000円)

B FIC-Routerに係るもの

メニュー	提供条件等
FIC-Router	1 当社は、Flexible InterConnect上で動作する仮想ルーターの機能を提供し
(Basic)	ます。
	2 契約者は、そのFIC-Router(Basic)にFIC-Connectionが接続されている時
	は、そのFIC-Router(Basic)を廃止することはできません。
FIC-Router	1 当社は、Flexible InterConnect上で動作する仮想ルーターの機能を提供し
(XaaS)	ます。
	2 契約者は、そのFIC-Router(XaaS)を他の契約者に対して公開及び他の契
	約者のFIC-Connectionと接続することができます。この場合において、その
	公開及び接続によって発生する契約者及び第三者の損害について、当社
	の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
	3 契約者は、そのFIC-Router(XaaS)にFIC-Connection(他の契約者のもの
	を含みます。)が接続されている時は、そのFIC-Router(XaaS)を廃止するこ
	とはできません。
備考 契約者は、FIC-Routerに係るプランの)変更を請求することはできません。

C L3-Componentに係るもの

メニュー	提供条件等
FIC-FW	1 当社は、Flexible InterConnectにて利用可能な付加機能の1つとして、ファ
	イアーウォールの機能を提供します。
	2 FIC-FWを利用する場合は、FIC-Routerの機能に追加するものとし、1の
	FIC-Routerにつき最大1のFIC-FWを利用できるものとします。
	3 FIC-FWで提供するファイアーウォールの機能とは、接続機能、フィルタ機
	能及びログレポート機能(ポータルサイトを通じて、FIC-FWを経由する通信
	の利用状況等の情報を提供する機能をいいます。)とします。
	4 当社は、ログレポート機能により提供するログレポートの正確性及び完全
	性について保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因する契約
	者又は第三者の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合
	を除き、その責任を負いません。
	5 当社は、ログ閲覧の提供又はログレポート機能の提供に係るログの記録
	等、この機能を提供する目的において、FIC-FWを経由する契約者の通信に
	係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。

		6 契約者は、前項に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するとともに、契約者と異なる名義のサービスと接続する場合には、あらかじめそ
	1	のサービスの契約者の同意を取得していただきます。
FIC-NAT	NAPT又はNAT	1 当社は、Flexible InterConnectにて利用可能な付加機能の1つとして、IPアドレス変換機能(その機能の利用に要するグローバルIPアドレス(IPv4に係るものとします。以下IPアドレスといいます。)を含みます。)を提供します。 2 契約者は、FIC-NATを利用する場合はFIC-Routerの機能に追加するものとし、1のFIC-Routerにつき最大1のFIC-NATを利用できるものとします。この場合において、1のFIC-NATに係る提供条件は次のとおりとします。 (1) 1のFIC-NATに係るNAPTの機能及びNATの機能は、併用できるものとします。 (2) 契約者は、1のNAPTの機能において1のIPアドレスを、1のNATの機能において1のIPアドレスを利用するものとします。 (3) 1のFIC-NATにおいて少なくとも1のNAPT又はNATを利用するものとします。 (4) 契約者は、1のFIC-NATにおいて最大40のNAPT及び最大30のNATを利用できるものとします。この場合において、それぞれ最大で併用できるものとします。
備考 契約者は、FI	C-Componentに係るプラ	ランの変更を請求することはできません。

D FIC-Connectionに係るもの

	メニュー	提供条件等
FIC-Connection		1 当社は、Flexible InterConnectに係るFICリソース間ではFICリソースと当社若しくは他社のクラウド等との間をL2又はL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は本メニューの利用に当たり、帯域(そのFIC-Connectionに係る符号伝送速度の上限値とします。)をプランとして選択するものとします。 3 当社は本メニューの機能に係る通信の品質を保証しません。ただし、SLA対象となる場合を除きます。 4 1のFIC-Portに接続できるFIC-Connectionの上限は、そのFIC-PortのVLANブロックメニューに係るVLANの総数とします。 5 1のFIC-Routerに接続できるFIC-Connectionの上限は256とします。 6 接続先としてFIC-Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)を指定するときは、そのFIC-Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)に係る契約者(以下「XaaS契約者」といいます。)の契約条件等にあらかじめ同意していただく必要があり、そのXaaS契約者の承諾を要します。 7 FIC-Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)に接続しているFIC-Connectionは、その接続先のXaaS契約者によって、廃止されることがあります。 8 前項のFIC-Connectionの廃止により、その契約者のFlexible InterConnectの利用に何らかの不利益が生じる可能性があることに
FIC-Connection	SDPF Cloud/Server接続	ついて、契約者はあらかじめ同意するものとします。 1 当社は、Flexible InterConnectとSDPFサービス(クラウド/サーバー)をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のSDPFサービス(クラウド/サーバー)と接続する場合には、あらかじめそのSDPFサービス(クラウド/サーバー)に係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のSDPFサービス(クラウド/サーバー)への接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
	Amazon Web Services接続	1 Flexible InterConnectとAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間をFIC-ConnetionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスと接続する場合には、あらかじめそのAmazon

Microsoft Azure ExpressRoute接続	Web Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 3 契約者は、Amazon Web Services接続に係るプランの変更を請求することはできないものとします。 1 Flexible InterConnectとMicrosoft Azureとの間をFIC-ConnectionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のMicrosoft Azureと接続する場合には、あらかじめそのMicrosoft Azureに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のMicrosoft Azureへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。	
Microsoft Azure Peering Service接続	1 Flexible InterConnectとMicrosoft Corporationのアプリケーションサービスとの間をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のアプリケーションサービスと接続する場合には、あらかじめそのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。	
Google Cloud Platform接続	1 Flexible InterConnectとGoogle Cloud Platform(TM)(以下GCPとします。)との間をFIC-ConnectionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のGCPと接続する場合には、あらかじめそのGCPに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のGCPへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 3 契約者は、Google Cloud Platform接続において1Gを超えるプランへの変更を請求することはできないものとします。 4 契約者は、Google Cloud Platform接続において1Gを超えるプランから他のプランへの変更を請求することはできないものとします。	
Universal Oneサービス接続	1 Flexible InterConnectとUniversal Oneサービス(VPNサービスに限ります。以下同じとします。)との間をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、その接続するUniversal Oneサービスの代表契約者の名義が契約者と同一であることを確認の上で、本メニュー申込みと同時にUniversal Oneサービス契約約款に基づきクラウドコネクト接続機能のFlexible InterConnect接続タイプを申込むことに同意します。 3 契約者は、Universal Oneサービス接続において1Gを超えるプランへの変更を請求することはできないものとします。 4 契約者は、Universal Oneサービス接続において1Gを超えるプランから他のプランへの変更を請求することはできないものとします。	
Wasabiオブジェクトストレー ジ接続	1 Flexible InterConnectとWasabiオブジェクトストレージをFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のWasabiオブジェクトストレージと接続する場合には、あらかじめそのWasabiオブジェクトストレージに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のWasabiオブジェクトストレージへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。	
Super OCN Flexible Connect接続	1 Flexible InterConnectとSuper OCN Flexible Connectとの間をFIC-ConnectionにてL2で接続する機能を提供します。 2 契約者は、契約者と異なる名義のSuper OCN Flexible Connectと接続する場合には、あらかじめそのSuper OCN Flexible Connectに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のSuper OCN Flexible Connectへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。	

Oracle Cloud	接続	1 Flexible InterConnectとOracle Corporationのアプリケーションサービ
		スとの間をFIC-ConnetionにてL2又はL3で接続する機能を提供しま
		す。
		2 契約者は、契約者と異なる名義のOracle Corporationのアプリケー
		ションサービスと接続する場合には、あらかじめその Oracle
		Corporationのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得る
		ものとします。この場合において、異なる名義のOracle Corporationの
		アプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が
		負うものとします。

- 1 当社は、FIC-Connectionに係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、全契約者にトラフィックデータの閲覧を 提供します。
- 2 契約者は、当社による契約者の通信に係るトラフィックデータの取得についてあらかじめ包括的に同意するとともに、FIC-Connectionを通じて契約者と異なる名義のサービスと接続する場合には、あらかじめそのサービスの契約者の同意を取得していただきます。
- 3 当社は、Flexible InterConnectの一部又は全部が全く利用できない状態の時間の算出については、トラフィックデータの表示値にかかわらず、本別冊第3条(料金の支払い義務)、共通編第27条(責任の制限)、共通編料金表通則及び共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に係る算定方法に基づき行います。
- 4 当社は、トラフィックデータの正確性及び完全性について保証をしないものとし、トラフィックデータの利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。

(2) クラウド/サーバー インターネット接続ゲートウェイ

A 提供条件等

メニュー	提供条件等
インターネット接続	1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能なインターネット接続機能
	及びセルフマネジメント機能(SDPFサービスポータルまたはAPI経由で本メニ
	ュー(当社が指定するものに限ります)の管理が可能な機能をいいます)を提
	供します。
	2 契約者は本メニューの利用にあたり、次の種別及び帯域を選択するものと
	します。
	(1) ベストエフォート(当社が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定す
	るものをいいます。)
	(2) 帯域確保(当社が指定した帯域を上限として、伝送速度を確保して提供
	するものをいいます。)
	3 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4とし
	ます。
グローバルIPアドレス	1 インターネットとの通信に必要な、インターネットゲートウェイに設定されるグ
	ローバルIP(IPv4)を提供します。
	2 契約者によって、特定のアドレスを指定することはできません。
	3 当社は、本メニューに係るサブネットの合計の上限を4とします。
/± ±	

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(3) クラウド/サーバー コロケーション接続

A 提供条件等

提供条件等

- 1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと指定のデータセンタ(当社が指定するもののうち、契約者が選択したものを指します。)における契約者のコロケーションラックとの間をL2で接続する機能を提供します。
- 2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するコロケーションサービスに係る契約者の 名義と異なる場合には、当社が指定する方法により申請を行い当社の承認が必要です。なお、そのコロケーションサ ービスに係る契約者の同意も取得していただきます。

- 3 本メニューに基づき接続されるコロケーション(契約者と当社との間で締結したコロケーションサービスの提供に係る契約に基づき提供されるものをいいます。以下、「当社のコロケーションサービス」といいます)のラック数は、1ラックを下限とします。
- 4 契約者は当社からの要請があった場合、本メニューの使用方法(目的、システム構成、利用予定を含みます。)について当社に開示するものとします。
- 5 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、契約者に対し、30日前の事前通知を行い、本メニューの全部または 一部の提供を中止できるものとします。
 - (1) 契約者が複数のリンクを利用している場合において、利用実態が少なくリンク数の削減が可能と当社が認める場合
 - (2) SDPFサービスに係る利用料金(本メニューに係るものを除きます)の額が6か月継続して月額5万円未満である場合
 - (3) 当社のコロケーションサービスに収容する契約者のシステムとの通信を主な目的としない利用形態であると当社が 認める場合
 - (4) 1のSDPFサービスに係る契約に対し、契約者が利用する当社のコロケーションサービスが1ラック未満である場合
 - (5) 本メニューを利用している契約者がSDPFサービスに係る契約を複数以上締結している場合であって、その複数の契約に基づき提供されるSDPFサービスに係る利用料金が発生していない場合

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

- 1 本メニューの申込みにあたり、契約者が現に利用しているSDPFサービス(ネットワーク)に係る利用料金が6か月継続して月額5万円未満である合は、その申込みを承諾しない場合があります。但し、契約者と当社との間で別段の合意がある場合は、その限りではありません。
- 2 本メニューの1Gbpsメニューに係る利用料金は、1のリンクを上限として適用しないものとします。ただし、SDPFサービスに係る利用料金の総額が5万円を下回っている場合は、この限りではありません。
- 3 前項の規定は、提供条件等の備考に定めるFR1リージョンには適用しません。

(4) クラウド/サーバー テナント間接続

A 提供条件等

提供条件等

- 1 同一リージョン内のクラウド/サーバー ローカルネットワークに係るテナント間のロジカルネットワークをL3で接続する機能、または、同一リージョン内のSDPFサービス(クラウド/サーバー)のベアメタルサーバー及び仮想サーバーを異なるテナントのロジカルネットワークに L2 で接続する機能(ネットワーク共有タイプ)を提供します。
- 2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するSDPFサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりそのSDPFサービスに係る契約者の同意を取得していただきます。
- 3 本メニューを利用すると、異なるテナント間での全ての通信が可能となります。契約者の責任において、必要な通信の みが行われるよう、ファイアウォールや経路の設定などでフィルタリングを実施してください。
- 4 本メニューに関連して発生した契約者または第三者の損害について、弊社は責任を負わないものとします。

備者

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(5) クラウド/サーバー Enterprise Cloud 1.0接続

提供条件等

- 1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと ECL1.0 に係るサーバーセグメントとの間を L2 で接続する機能を提供します。
- 2 契約者は、SDPF サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する ECL1.0 に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその ECL1.0 に係る契約者の同意を取得していただきます。
- 3 1のテナントにつき、1の本メニューを利用できるものとします。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(6) クラウド/サーバー SD-Exchange Amazon Web Services接続

A 提供条件等

提供条件等

- 1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークとAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間をL3で接続する機能を提供します。
- 2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。

なお、接続において生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

- 3 契約者は本メニューの利用にあたり、次の種別及び帯域を選択するものとします。
- (1) ベストエフォート型:契約者が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定するものをいいます。
- (2) 帯域確保型:契約者が指定した帯域を上限として、伝送速度を確保して提供するものをいいます。
- 4 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。
- 5 本メニューにおいて契約者がベストエフォート型を指定した場合に限り、メニュー変更をすることができます。
- 6 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4リンクとします。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

提供条件等の備考に定めるUS1、UK1、SG1において、新規または変更の申込みを行う場合、申込みをした日を含む月の翌料金月から課金を開始します。但し、提供を開始した日を含む月と解除又は廃止のあった日を含む月が同一の月である場合又は申込みをした日が月の初日である場合、契約者は当該月の料金を支払うものとします。

(7) クラウド/サーバー SD-Exchange Google Cloud Platform接続

A 提供条件等

提供条件等

- 1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークとGoogle Cloud Platform(TM)(以下GCP)との閉域 接続機能を提供します。なお、接続できるのはGCPのコンピュートメニュー(Compute Engine、Kubernetes Engine等)の みです。パブリックサービス(G.suite等)と接続することは出来ません。
- 2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する。GCPに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。

なお、接続において生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

- 3 Google 社の Google Cloud Partner Interconnectに準拠して機能を提供します。詳細は、GOOGLE CLOUD INTERCONNECT を参照してください。
- 4 本メニューは、GCPと接続するための、L3ゲートウェイ機能を提供します。
- 5 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4リンクとします。
- 6 本メニューはメイン・バックアップの冗長構成でサービスを提供します。
- 7 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(8) クラウド/サーバー SD-Exchange Microsoft Azure接続

A 提供条件等

提供条件等

- 1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークとMicrosoft Azureとの接続機能を提供します。
- 2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する. Microsoft Azureに係る契約者の名義と 異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。なお、接続において生じる責任は契約者が負うものと し、当社は責任を負わないものとします。
- 3 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。
- 4 当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4リンクとします。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(9) Global Flexible InterConnect

A GDCI Portに係るもの

メニュー	提供条件等
GDCI Port	1 当社は、Global Flexible InterConnectに接続するための物理ポートを提供
	します。
	2 契約者は本メニューの利用にあたり、物理ポートの最大伝送速度及び契
	約期間をプランとして選択するものとします。
	3 契約者は、そのGDCI PortにCloud Connect又はDC Interconnectが接続さ
	れている時は、そのGDCI Portを廃止することはできません。

備考

- 1 契約者は、第3条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、GDCI Portの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月初日から起算して、そのGDCI Portの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。
- 2 契約期間は、GDCI Portの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算します。
- 3 契約者は、契約期間の変更を請求することはできません。
- 4 当社は、契約期間の満了日までに契約者からそのGDCI Portを廃止する申込みがなかった場合は、その満了日の翌日を起算日として同一の契約期間で継続してそのGDCI Portを提供するものとし、以降についても同様とします。
- 5 契約者は、契約期間内(前項に規定する継続後の契約期間を含みます。)にGDCI Portの廃止があったときは、残余の期間(契約期間満了までの残月数とします。)にそのGDCI Portに係る利用料金を乗じた額を一括して支払っていただきます。

B Cloud Connectに係るもの

	メニュー	提供条件等
Cloud Connect	Amazon Web Services接続	1 Global Flexible InterConnectとAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間をL2で接続する機能を提供します。 2 契約者は本メニューの利用に当たり、帯域(そのCloud Connectに係る符号伝送速度の上限値とします。以下本表において同じとします。)をプランとして選択するものとします。 3 契約者は、契約者と異なる名義のAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスと接続する場合には、あらかじめそのAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 4 契約者は、Amazon Web Services接続に係るプランの変更を請求することはできません。
	Microsoft Azure ExpressRo ute接続	1 Global Flexible InterConnectとMicrosoft Azureとの間をL2で接続する機能を提供します。 2 契約者は本メニューの利用に当たり、帯域をプランとして選択するものとします。 3 契約者は、契約者と異なる名義のMicrosoft Azureと接続する場合には、あらかじめそのMicrosoft Azureに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のMicrosoft Azureへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。

	4 契約者は、Microsoft Azure ExpressRoute接続において5G以上のプランへの変更を請求することはできません。
Google Cloud Platform接続	 Global Flexible InterConnectとGoogle Cloud Platform(TM)(以下GCPとします。)との間をL2で接続する機能を提供します。 契約者は本メニューの利用に当たり、帯域をプランとして選択するものとします。
	3 契約者は、契約者と異なる名義のGCPと接続する場合には、あらかじめそのGCPに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のGCPへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
	4 契約者は、Google Cloud Platform接続において5G以上のプランへの変更を請求することはできません。

- 1 当社は本メニューの機能に係る通信の品質を保証しません。
- 2 契約者は、第3条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、Cloud Connectの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月初日から起算して、そのCloud Connectの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

C DC Interconnectに係るもの

メニュー	提供条件等
DC Interconnect	 異なる拠点にあるGlobal Flexible InterConnect同士の間又はGlobal Flexible InterConnectとFlexible InterConnectの間をL2で接続する機能を提供します。 契約者は本メニューの利用に当たり、帯域(そのDC Interconnectに係る符号伝送速度の上限値とします。)をプランとして選択するものとします。

備老

- 1 当社は本メニューの機能に係る通信の品質を保証しません。
- 2 契約者は、第3条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、DC Interconnectの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月初日から起算して、そのDC Interconnectの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

— <u> </u>		
メニュー	内容	
(1) Super OCN Flexible Co	SDPF サービスの 1 つであって、インターネット接続機能又はインターネット接続に付随す	
nnect	る機能をオンデマンドにより提供するもの(Distributed Secure Internet GateWay その他本	
	規約に基づき提供するこのメニュー以外のメニュー等及び当社が本規約以外の契約約款	
	等を定めて提供するものを除きます。)	
(2) DNS	契約者独自ドメインの名前解決のための外部向けコンテンツサーバー(権威DNSサーバ	
	一)を提供するもの	
(3) Akamai FastDNS	契約者独自ドメインの名前解決のための Akamai Technologies, Inc. (以下、「Akamai」とい	
	います。)が提供する FastDNS サービスを利用することができ、外部向け DNS サービスを	
	提供するもの	
(4) Akamai Global Server L	Akamai が提供するロードバランスサービス (Global Traffic Management - Standard)を利	
oad Balance	用することができ、複数拠点のサーバーへの通信を制御する機能を提供します。エンドユ	
	ーザーのアクセス FQDN を 本メニューに振りむけることにより、ルールベースのロードバ	
	ランシングをするもの	
(5) Distributed Secure Inter	SDPF サービスの1つであって、当社のインターネット接続機能や付加機能を、オンデマン	
net GateWay	ドに提供するもの	

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Super OCN Flexible Connect

A 提供条件等

(A) 用語の定義

♥♥ ///	
用語定義	内容
サービス取扱所	Super OCN Flexible Connectに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所
アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線で
	あって、Super OCN Flexible Connectに係るネットワークに接続するために利用されるもの
回線収容部	アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
サービス分界点	1 Super OCN Flexible Connectと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービスであ
	ってSuper OCN Flexible Connect以外のものとを接続する場合における、その接続点
	2 インターネット接続点(Super OCN Flexible Connectとインターネットとの接続点をいいま
	す。以下、同じとします。)
提携事業者	1 共通編第5条(用語の定義)に定める提携事業者
	2 アクセス回線を設置又は設定する事業者

(B)共通に係るもの

- a メニュー等の責任範囲等
- (a) 当社は、サービス分界点までを責任範囲として、Super OCN Flexible Connectを提供します。
- (b) 当社は、サービス分界点相互間(同一のサービス分界点に終始する場合を含みます。)において、Super OCN Flexible Connectを提供します。
- b アクセス回線の終端
- (a) アクセス回線の終端の場所は、サービス取扱所内とし、当社が指定します。
- c アクセス回線の収容
- (a) アクセス回線は、当社が指定するサービス取扱所の回線収容部に収容します。
- (b) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に収容されているサービス取扱所又は回線収容部とは異なるサービス取扱所又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。
- d 利用の制限
 - (a) 共通編第18条(利用の制限)のほか、次の場合には、契約者が行う通信について相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。
 - (i) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (ii) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (iii) その通信に係る発信元のIPアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。
 - (b) 契約者は、Super OCN Flexible Connectと接続する当社又は当社以外の事業者のサービスを利用することができない場合は、Super OCN Flexible Connectを利用することができないことがあります。
 - (c) 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が 指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対 して当該閲覧を制限することがあります。

- (d) 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。
- (e) 当社は、Super OCN Flexible Connectについて、共通編第32条(契約者の義務)第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。

(C)メニューに係るもの

a 当社は、Super OCN Flexible Connectについて、次のとおりメニューを定めます。

メニュー	提供条件等
回線リソース	アクセス回線の終端におけるサービス分界点からSuper OCN Flexible Connectに係るネ
	ットワークに接続するためのリソース(アクセス回線を含む)とします。
FIC接続	(1)FIC接続は、当社のFlexible InterConnectからSuper OCN Flexible Connectに接続可能
	なメニューとします。
	(2) FIC接続の通信品質は、次のとおりとします。
	A Super OCN Flexible Connectの責任範囲内に終始する通信
	ギャランティ(契約者が指定する帯域(契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の
	選択肢がない場合は、当社指定帯域とします。)に係る通信速度を上限として、その
	通信速度を確保して提供するものをいいます。)の通信品質により提供します。
	B Super OCN Flexible Connectの責任範囲を超えた通信(インターネット接続通信等)
	通信品質を保証しません。
	(3)FIC接続の申込みは、当社のFlexible InterConnectの申込みを介して行っていただき
	ます。
ルーティングリソース	Super OCN Flexible Connectに係るネットワーク内における通信又はインターネット接続を
	行うためのリソースとします。
コミット帯域リソース	利用料金の適用に関係するコミット帯域の管理を行うためのリソースとします。
	(1) 1のテナントにおいてコミット帯域リソースが設定されていない場合は、そのテナント
	における最初のルーティングリソースの設定と同時に、コミット帯域10Mbpsのコミット帯
	域リソースが自動的に設定されます。
	(2) 契約者は、コミット帯域の変更を行うことができます。この場合、変更後のコミット帯域
	の反映は、次によります。
	A コミット帯域リソースが最初に設定された料金月にコミット帯域の変更を行う場合
	その料金月における最後の変更値が、その料金月の利用に係る利用料金に反映
	されます。
	B コミット帯域リソースが最初に設定された料金月の翌料金月以降にコミット帯域の変
	更を行う場合
	その料金月における最後の変更値が、翌料金月の利用に係る利用料金に反映さ
	れます。
	(3) コミット帯域は、利用料金の適用に関係するものであり、実際の利用に係る通信速度
	には影響しません。
OCN割当IPアドレスリソース	ネットワークアドレスの割当て及び管理を行うためのリソースとします。
IRR Objectリソース	Super OCN Flexible Connectに係るネットワークと接続する際に利用する、お客さまが保
	有しているGlobal AS/IPアドレスブロックのIRR Objectの管理を行うためのリソースとしま
	す。
JPNIC担当グループリソース	JPNICデータベースへの登録を代行するために必要となる担当者(担当グループ)情報の
	管理を行うためのリソースとします。

b 契約者は、契約者の責任において、サービスメニュー等を組み合わせてSuper OCN Flexible Connectを利用するものとし、組合せに応じて算出された利用料金の支払いを要します。

B 料金算定方法

- (A) Super OCN Flexible Connectの利用料金は、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)の規定にかかわらず、1の料金月において、B(料金算定方法)に定める算定方法等と当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表とに基づいて適用します。
- (B) Super OCN Flexible Connectの利用料金は、1の契約IDごとに、その契約IDに属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。
- (C) 1のテナントにおける利用料金は、そのテナントに属するリソースに応じて適用します。
- (D) Super OCN Flexible Connectの利用料金は、コミット帯域利用料及びルーティング利用料とします。
- (E) コミット帯域利用料は、次のとおり適用します。

- a そのテナントに属するコミット帯域リソースのコミット帯域に応じて適用します。
- b 次の期間料金と月額上限料金とを比較し、いずれか低額となる料金をその料金月におけるコミット帯域利用料とします。
 - (a) 期間料金 そのコミット帯域のコミット帯域利用料(円/日)×利用日数(開通日を含み、廃止日を含みます。)
 - (b) 月額上限料金 そのコミット帯域のコミット帯域利用料(円/日)×20日
- (F) ルーティング利用料は、そのテナントに属する各ルーティングリソースの利用帯域をすべて合算し、その合算帯域(95パーセンタイル値とします。)がコミット帯域を超過した場合に、その超過部分の値に応じて適用します。
- (G) 利用帯域の測定は、次によります。
 - a 利用帯域は、そのテナントに属する各ルーティングリソースにおいて一定時間ごとに測定した通信速度(Mbps)とし、当社の機器により測定します。
 - b 利用帯域は、送信と受信とを分けて測定します。
 - c 契約名義人に係るSuper OCN Flexible Connectについて契約名義人以外の第三者が利用して行う通信及び当該Super OCN Flexible Connectの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - d 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。
 - e 当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった場合は、その正しく測定することができなかった部分の値をゼロとみなします。
 - f 1Mbps未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- (H) 合算帯域の算出は、次によります。
 - a そのテナントに属する各ルーティングリソースの一定時間ごとの利用帯域について、測定時刻及び時間の同期を保持し つつ合算します。
 - b aの合算後の総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値を求めます。
 - c aとbの手順は、送信と受信とに分けて行います。
 - d 送信の最大値と受信の最大値とを比較し、いずれか大きい方の値を合算帯域とします。

(2) DNS

A 提供条件等

提供条件等

- 1 本メニューでは契約者独自ドメインの名前解決のための外部向けコンテンツサーバー(権威DNSサーバー)を提供いた Lます。
- 2 本メニューでは、はじめにゾーン(本メニューでドメインを管理する単位。1ドメインが1ゾーン)を作成していただき、ゾーンの作成・編集・削除、その中に含まれるレコードセットの作成・編集・削除が可能です。
- 3 レコードセットでは正引き、逆引きの両方の設定が可能です。
- 4 本メニューのグローバルIPアドレスに関する逆引き設定は、同一契約内で使用されているグローバルIPアドレスのみ設定可能となります。他契約で利用しているグローバルIPアドレスや未利用のグローバルIPアドレスについて逆引きの設定を行うことはできません。
- 5 本メニューはどのリージョンのどのテナントからも利用可能ですが、本メニューで設定した情報(ゾーン、レコードセット) は設定元のテナントからのみ閲覧、編集、削除が可能です。
- 6 ゾーンの制約条件は、未設定のネームサーバーグループが存在する限り、同一ゾーンは最大3つまで登録が可能です。
- 7 1テナントのDNSメニューで設定可能なゾーンの最大数は100ゾーンとなります。
- 8 レコードセット数は、1つのゾーンで設定可能なレコードセットの最大数は1,000レコードとなります。また、設定可能なキャッシュ保存時間(TTL)は0~86400秒の間の整数値となります。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

- 1 当月に利用したゾーンに対し、5ゾーン単位で月額料金を適用します。
- 2 ゾーンは、その月に一度でも利用されたことのあるゾーンを指します。よって、同じゾーンを同じ月に2回設定した場合でも同じゾーンであれば1ゾーンと数えます。

(3) Akamai FastDNS

A 提供条件等

提供条件等

- 1 本メニューは、契約者独自ドメインの名前解決のためのAkamai Technologies, Inc. (以下、「Akamai」といいます。)が提供するFastDNSサービスを利用することができ、外部向けDNSサービスを提供いたします。
- 2 AkamaiがFastDNSの提供を廃止(Akamaiが当社に対して通知するものをいいます)する場合、当社はその提供の廃止に応じて、本メニューの提供を廃止することができるものとします。その提供の廃止にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 3 本メニューは、本メニューを用いた設計、契約者利用DNSからFastDNSへの移行、APIの使用方法または仕様確認を除き、サポートの対象範囲となります。
- 4 申込みいただいているゾーン利用数を超過した数のゾーンを作成した場合、予告なく作成済みのゾーンを削除する場合があります。
- 5 本メニューに係る契約の解除等があったときは、本メニューに保存されているデータは削除します。
- 6 本メニューが提供する機能について、完全性、正確性、契約者への利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。
- 7 本メニューの構成品とお客さま環境との相性により起こり得る不具合、またはお客さまが弊社指定以外の操作を行った場合に発生する不具合については、その回復の保証はできません。
- 8 本メニューを構成する機器の開発元または販売元に、以下の情報を提供する場合があります。
 - (1) 本メニューの提供を通じて得られた設定情報
 - (2) 本メニューの制御などに関する情報

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(4) Akamai Global Server Load Balance

A 提供条件等

提供条件等

- 1 本メニューは、Akamaiが提供するロードバランスサービス (Global Traffic Management Standard)を利用することができ、複数拠点のサーバーへの通信を制御する機能を提供します。エンドユーザーのアクセスFQDNを 本メニューに振りむけることにより、ルールベースのロードバランシングをすることが可能です。
- 2 AkamaiがGlobal Server Load Balanceを廃止する場合、当社はその廃止に応じて、本メニューを廃止することができるものとします。その廃止にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 3 Akamai ポータル用に払い出されるアカウントの上限数は5アカウントです。
- 4 本メニュー利用にあたり、アクセス先FQDNのDNS設定(CNAME)は契約者の責任で実施ください。
- 5 本メニューで利用するアクセス先FQDNまたはIPアドレス、サーバーのFQDNまたはIPアドレスは契約者にてご用意ください。
- 6 本メニューの提供にあたり、Akamai社へ「設定情報」、「制御などに関する情報」を提供する場合があります。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

- 1 本メニューは、利用時間にかかわらず、月額固定料金です。
- 2 同一テナントにおいて、月の途中でプラン追加・削除された場合は、その料金月に利用したプランに係る月額上限料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

(5) Distributed Secure Internet GateWay (DSIGW)

A 提供条件等

-	S SC S CO	
	メニュー	提供条件等
	セル	1 当社は、DSIGWにて利用可能なインターネット接続機能及び、プロキシ機能、セキュリテ

- ィ機能(DSIGWポータルまたはAPI経由で本メニュー(当社が指定するものに限ります。) の管理が可能な機能をいいます。)を提供します。
- 2 本メニューはベストエフォート(当社が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定する ものであり、帯域を確保するものではありません。契約者が期待する帯域を下回る可能 性があります。)で提供します。契約者は本メニューの利用にあたり、当社が指定した帯 域種別に応じ、次のいずれかのメニューを選択するものとします。
 - (1) Smallセル
 - (2) Largeセル
- 3 契約者は、1のテナントにつき、最大8のセルグループ(本メニューを管理する論理的な グループ)を利用できるものとします。
- 4 契約者は、1のセルグループ(本メニューを管理する論理的なグループ)につき、最大16 のセル(本メニューのSmallセル/Largeセル)を利用できるものとします。
- 5 契約者は、1のセルグループにつき、少なくとも2つ以上のセル(本メニューのSmallセル/Largeセル)を申し込む必要があります。1つのセル(本メニューのSmallセル/Largeセル)のみを申込み、当社のサービス提供のために利用するサーバ及びネットワーク機器の障害、当社のメンテナンスが原因で、セル内の通信が利用できなくなった場合であっても、当社は責任を負わないことを契約者は了承するものとします。
- 6 契約者は本メニューの利用にあたり、契約者が指定するFIC-Router(Paired)(SDPFサービス(ネットワーク)の相互接続/関連サービスに係るFlexible InterConnectメニューで規定するものをいいます。)と本メニューを接続するために、SDPF Cloud/Server接続(SDPFサービス(ネットワーク)の相互接続/関連サービスに係るFlexible InterConnectメニューで規定するものをいいます。)を申し込むことに同意するものとします。
- 7 契約者は、前項のSDPF Cloud/Server接続の料金の支払を要することにあらかじめ同意します。
- 8 当社は、本メニューの機能に係るセル内の通信の品質の保証をしません。
- 9 DSIGWサービスはPalo Alto Networks, Inc (以下「パロアルト社」といいます。)のセキュリティライセンスを利用しています。
- 10 契約者は本メニューの利用にあたり、パロアルト社の発行する合意書(https://www.paloaltonetworks.com/content/dam/pan/en_US/assets/pdf/legal/palo-alto-networks-end-user-license-agreement-eula.pdf) に同意するものとします。当該合意書に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約と当該合意書に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- 11 契約者は、パロアルト社のライセンスコードの導入について生じるすべての損害について、当社は責任を負わないことを契約者は了承するものとします。
- 12 パロアルト社が提供する当該サービスの提供を中止又は停止する場合は、当社は、 本メニューの提供を中止又は停止します。この場合、契約者は本メニューが利用できない ことについて同意するものとします。
- 13 パロアルト社が本メニューに係る料金(パロアルト社が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 14 米ドル-日本円の為替レートが大きく変動した場合、当社は料金表に規定する利用料金を改定できるものとします。その利用料金の改定にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- 15 本メニューのサポートは当社がDSIGWのサポートとして実施します。パロアルト社による直接サポートはありません。

B 料金算定方法

メニュー	算定方法
セル	1 本メニューは、利用時間にかかわらず、月額固定の料金を月額料金とします。 2 1の料金月において、メニューを変更した場合、その料金月に利用したメニューの料金を 比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

別紙3 クラウド/サーバー ローカルネットワーク提供条件等

1 メニュー一覧

_ <u> </u>	
メニュー	内容
(1) ロジカルネットワーク	クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークに接続する機能を持
	つ機器との間を L2 で接続する機能を提供するもの
(2) ロードバランサー	SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされ
	た Netscaler VPX を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) ロジカルネットワーク

A 提供条件等

提供条件等

- 1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークに接続する機能を持つ機器との間をL2で接続する機能を提供します。
- 2 1のテナントにつき、64の本メニューを利用できるものとします。

備孝

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

ロジカルネットワークに係る利用料金は、次に掲げる算式に基づき算出されるものとします。

- (1) ロジカルネットワークに係る利用料金
 - = (1の料金月において現に利用したロジカルネットワークの利用料金の総額) (1のロジカルネットワークの月額上限料金の額)×5
- (2) 前号に基づき算出された額が0を下回る場合、その月のロジカルネットワークに係る利用料金を適用しないものとします。

(2) ロードバランサー

A 提供条件等

· 19C15 (51411 -1)	
メニュー	提供条件等
Netscaler VPX	1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールさ
	れたNetscaler VPXを提供します。
	2 Netscaler VPXの管理機能及びロードバランサー機能を提供します。
	3 1のテナントにつき、16の本メニューを利用できるものとします

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

別紙4 クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ提供条件等

1 メニュー一覧

_	
メニュー	内容
(1) ファイアウォール	SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、ファイアウォールを提供するもの
(2) Managed Firewall	SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed Firewallを提供するもの
(3) Managed UTM	SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed UTM を提供するもの
(4) Managed WAF	SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed WAF を提供するもの

2 各メニュ―等の提供条件等

(1) ファイアウォール

A 提供条件等

メニュー	提供条件等
Brocade 5600 vRouter	1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールする
	Brocade 5600 vRouterを提供します。
	2 Brocade 5600 vRouterの管理機能及びファイアウォール機能を提供します。
	3 1のテナントにつき、16の本メニューを利用できるものとします。
	4 2017年7月1日以降新規の利用申込みはできません。
	5 Brocade 5600 vRouterのサポートについては、2019年3月31日までは、技術的内容およ
	び利用方法等に関する問合せについてサポートを提供します。2019年4月1日以降は、
	仮想サーバー基盤とカスタマーポータル/APIの故障対応のサポート以外のサポートを
	提供しません。
vSRX	1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールさ
	れたvSRXを提供します。
	2 vSRXのインスタンス制御機能及びファイアウォール機能を提供します。
	3 1のテナントにつき、64の本メニューを利用できるものとします。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

(2) Managed Firewall

A 提供条件等

提供条件等

- 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールするManaged Firewallを提供します。
- 2 Managed Firewallの管理機能及びセキュリティ機能を提供します。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

- 1 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。
- 2 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

(3) Managed UTM

A 提供条件等

提供条件等

- 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされたManaged UTMを提供します。
- 2 Managed UTMの管理機能及びセキュリティ機能を提供します。
- 3 Managed UTMにはManaged Firewallの機能が含まれます。

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

- 1 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。
- 2 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

(4) Managed WAF

A 提供条件等

提供条件等

- 1 SDPF(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされたManaged WAFを提供します。
- 2 Managed WAFの管理機能及びセキュリティ機能を提供します。

備考

海外(US1、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1)リージョン(以下、「2023年3月31日廃止予定リージョン」といいます。)でのメニュー及びプランの提供については、次のとおりとします。

- (1) 2020年10月30日までに利用を開始したユーザに対してのみ適用します。
- (2) 2020年10月31日以降新規の利用申込はできません。
- (3) 2023年3月31日付で2023年3月31日廃止予定リージョンにおけるサービスを廃止します。(予定)

B 料金算定方法

算定方法

- 1 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。
- 2 1の料金月において、プランを変更した場合、その料金月に利用したプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

別紙5 リモートアクセス提供条件等

1 メニュー一覧

·	
メニュー	内容
(1) Flexible Remote Access	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又はVPN等へのリモートアクセス機能等を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Flexible Remote Access

A 提供条件等

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
最大接続ID数	契約者が申込むFlexible Remote Accessに係るID数であって、1のFlexible Remote Access
	に係る契約ごとにFlexible Remote Accessに接続できる最大のID数

(B) リモートアクセス機能に係る条件

- a 契約者は、Flexible Remote Accessの利用に係る端末を、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- b 契約者がFlexible Remote Accessを海外で利用する必要が生じたときは、共通編第32条(契約者の義務)第7項から第 10項までに従い必要な措置を行うものとします。
- c 当社は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する内容に係るログレポート機能を提供します。この場合において、ログレポート機能の内容については保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- d 当社は、Flexible Remote Accessをベストエフォート(通信速度を確保しないことをいいます。)として提供します。
- e 当社は、Flexible Remote Accessについて、共通編第32条(契約者の義務)第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。
- (C) 最大接続ID数及びメニューに係る条件
 - a 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1ID当たりの月額定額料金を定めます。
 - b メニューをまたぐ最大接続D数の変更はできません。
 - c 最大接続ID数の変更があった場合は、その最大接続ID数の変更が完了した時点から適用します。
 - d Flexible Remote Accessの提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、 Flexible Remote Accessの提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置を とることがあります。
 - e dの措置の間、契約者は、Flexible Remote Accessへ接続できる最大のID数が、最大接続ID数の半数となる場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

B 料金算定方法

- (A) Flexible Remote Accessに係る利用料金は、1の契約IDごとに利用料金の額を合算して適用します。
- (B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

料金種別	内容
月額固定	1 利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金(その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。)を乗じたものを月額料金として適用します。なお、月額固定料金は日割りしません。 2 1の料金月においてFlexible Remote Accessに係る最大接続ID数の変更があった場合は、当社は、その料金月において最大となる最大接続ID数にWeb料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金(その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。)を乗じたものを月額料金として適用します。

- (C) 当社は、Flexible Remote Accessに係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間(JST)を用いて計算します。
- (D) 契約者は、Flexible Remote Accessの利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、Flexible Remote Accessの利用終了の日を含む料金月までの支払いを要します。
- (E) 1の料金月において利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、利用終了の日を含む料金月として支払いを要します。
- (F) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。